

日消装発第R03-19号  
令和3年(2021年)6月8日

関係各位

一般社団法人 日本消火装置工業会  
第二部会長 吉川昭光

### PFOA等が使用されている泡消火薬剤の取扱いについて(第一報)

平成31年(2019年)4月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の締約国会議」において、「ペルフルオロオクタン酸(以下、「PFOA」という)又はその塩およびPFOA関連物質」(左記の「」を本資料では「PFOA等」という)が原則として製造・使用等を禁止する物質(附属書A:廃絶)に追加されました。

これを受けて、日本国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」という)において、「PFOA又はその塩」が令和3年(2021年)10月22日より第一種特定化学物質として規制されることになりました。(POPs条約では、有機フッ素化合物の製造上、避けることができない不純物として意図せずに発生する副生PFOA等は規制対象としないことが明記されていますが、化審法上での扱いについては、下記2項を参照ください。)

法令解釈や具体的な運用等について当工業会から関係省庁へ確認中のものもありますが、現時点で判明している内容について、下記の通りお伝えいたします。今後、情報が判明次第、随時速やかに公表いたします。

#### —記—

##### 1. 化審法改正状況について

- ① 令和3年(2021年)4月21日に化審法施行令の一部を改正する政令が公布され、「PFOA又はその塩」が第一種特定化学物質に指定されました。令和3年(2021年)10月22日施行となり、第一種特定化学物質である「PFOA又はその塩」を使用した化学物質の新規製造や輸入が事実上の禁止となります。
- ② 「PFOA関連物質」が使用されている泡消火薬剤の規制は、令和3年(2021年)9月以降の公布、令和4年(2022年)3月以降の施行予定です。

## 2. 化審法の規制対象製品について

- ① 有機フッ素化合物を使用している泡消火薬剤（一部製品を除く）の化審法上の扱いについて法解釈や具体的な運用面で明確になっていない部分もありますが、PFOA 又はその塩が使用されており法規制の対象となる製品（全て生産終了済み）および、有機フッ素化合物の使用有無に関わらず現在販売中の製品について、現時点での見通しについて別紙にて示します。
- ② 有機フッ素化合物を使用していないたん白泡消火薬剤、合成界面活性剤泡消火薬剤は、化審法の規制対象とはなりません。

## 3. 既に設置済みの泡消火薬剤の保有・火災時の使用について

既に設置済みの泡消火薬剤で化審法の規制対象となったものは技術上の基準に従った取り扱いが必要となりますが、引き続き、保有・火災時の使用は可能です。なお、本日時点で技術上の基準は示されておりません。

## 4. 廃棄処理方法について

「PFOA 又はその塩」が使用されている泡消火薬剤の推奨される廃棄処理方法は確定していません。

## 5. その他

不純物として PFOA 又はその塩を含む有機フッ素化合物（原料）は、製造時期により不純物である PFOA 又はその塩の管理濃度が異なる場合があります。

以上

PFOA 等が使用されている泡消火薬剤の化審法上の扱いについて（第一報）

水成膜泡消火薬剤やフッ素たん白泡消火薬剤（一部製品を除く）等の泡消火薬剤では、原料の一つである有機フッ素化合物に、副生成物として微量ながら PFOA 又はその塩が含まれることが判明しています（以下、「副生 PFOA」という）。これは目的とする有機フッ素化合物の製造上、避けることのできない不純物として意図せずに発生するものです。このような副生 PFOA を含有している製品の化審法上の扱いについて補足説明します。

- 化審法施行令の改正施行前に製造された、副生 PFOA を含有している製品は、化審法の規制対象には該当しません。
- 化審法では、副生 PFOA について工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減（以下「BAT」という）しており、関連省庁に報告し受理された場合、副生 PFOA を第一種特定化学物質として取り扱わないとする運用（以下、「BAT 報告」という）があります。
- 化審法施行令の改正施行後に BAT 報告に基づき製造された副生 PFOA を含む有機フッ素化合物を使用した泡消火薬剤は、化審法施行令の改正が施行された後も引き続き製造が可能です。ただし、化審法施行令の改正が施行された後は BAT 報告されていないものは副生 PFOA であっても規制対象となり、実質の製造不可となります。

## BAT (Best Available Technology/ Techniques) について

- 不純物として第一種特定化学物質を含む化学物質の取扱いについて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環保企発第 1808319 号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知）」で規定されています。
- 上記通知（3-4 項）では、「不純物として含まれる第一種特定化学物質に該当する化学物質の取扱い 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質として取り扱わないものとする。」とされています。

以上